

広島市告示第464号

平成27年9月2日

地方自治法（昭和22年法律第67号）第171条第4項の規定に基づき、経済観光局競輪事務局出納員の事務の一部を次のとおり委任するので告示します。

広島市長 松井一實

- 1 委任を受ける分任出納員  
別紙のとおり。
- 2 委任する事務
  - (1) 広島市競輪特別会計規則（昭和28年広島市規則第10号）第2条第2項に規定する収納金の収納
  - (2) 広島市競輪特別会計規則第4条の規定による支払（競輪場外で行うものに限る。）
- 3 委任年月日  
平成27年9月18日
- 4 委任期間  
平成27年9月18日から同年11月29日まで  
(別紙)

設置場所	取扱場所	氏名	委任期間
競輪事務局	サテライト宇部	酒井 孝子	H27. 9. 18 ~ H27. 11. 29

広島市告示第465号

平成27年9月4日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市安佐北区亀山七丁目の104番1, 105番2, 111番1の一部
- 2 開発面積  
1,476.08㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都千代田区大手町二丁目6番3号  
JX日鉱日石エネルギー株式会社  
代表取締役 杉森 務
- 4 検査済証交付年月日  
平成27年9月4日

広島市告示第466号

平成27年9月7日

平成27年第4回広島市議会定例会を次のとおり招集します。

広島市長 松井一實

- 1 招集日 平成27年9月14日

- 2 招集場所 広島市役所

広島市告示第467号

平成27年9月7日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第5項の規定により大規模小売店舗の廃止の届出があったので、同条第6項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - (1) 名称 トーソク長束ビル
  - (2) 所在地 広島市安佐南区長束三丁目1104番3ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者  
トーソク不動産株式会社  
代表取締役 春木 泰行  
広島市中区南竹屋町1番20号
- 3 大規模小売店舗内の廃止前の店舗面積の合計  
1,495平方メートル
- 4 大規模小売店舗内の廃止後の店舗面積の合計  
0平方メートル
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計が1,000平方メートル以下となる日  
平成27年6月15日
- 6 届出年月日  
平成27年8月26日

広島市告示第468号

平成27年9月7日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市西区草津港一丁目の22番2及び23番
- 2 開発面積  
7,687.67㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市西区草津港二丁目6番17号  
株式会社KUBOX T  
代表取締役 久保 満
- 4 検査済証交付年月日  
平成27年9月7日

広島市告示第469号

平成27年9月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立

の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
広田修平	広田接骨院	広島市安佐北区亀山二丁目1-26	柔道整復	平成27年3月31日

広島市告示第470号

平成27年9月8日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専門の場合は施術者の住所)		
箱崎正幸、吉田泰治	アコー訪問マッサージ治療院	広島市東区戸坂中町1-11	あん摩・マッサージ	平成27年7月7日
恩田陽輔	一（出張専門）	広島市東区山根町17-3-903	はり・きゅう	平成27年7月28日
中西一透、和田洋	パンダ接骨鍼灸院山本院	広島市安佐南区山本三丁目12-9	柔道整復	平成27年8月18日
中西一透	パンダ接骨鍼灸院山本院	広島市安佐南区山本三丁目12-9	はり・きゅう	平成27年8月18日
吉川純加	祇園はりきゅう院	広島市安佐南区祇園一丁目14-10	はり・きゅう	平成27年8月18日
広田修平	広田接骨院	広島市安佐北区亀山南三丁目1-24	柔道整復	平成27年4月1日

広島市告示第471号

平成27年9月8日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第472号

平成27年9月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
  - 名称 マダムジョイ江波店
  - 所在地 広島市中区江波西一丁目478番4
- 大規模小売店舗を設置する者
 

広島電鉄株式会社  
代表取締役 椋田 昌夫  
広島市中区東千田町二丁目9番29号
- 変更事項
 

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名  
(変更前)

氏名（名称）	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社広電ストア	代表取締役 脇本 和男	広島市中区東千田町二丁目9番29号	
有限会社広電商事	代表取締役 脇本 和男	広島市中区東千田町二丁目9番29号	
株式会社ハーティウォンツ	代表取締役 木嶋 敬介	広島市中区八丁堀11番8号	

(変更後)

氏名（名称）	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社広電ストア	代表取締役 脇本 和男	広島市中区東千田町二丁目9番29号	
有限会社広電商事	代表取締役 脇本 和男	広島市中区東千田町二丁目9番29号	
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	代表取締役 村上 正一	広島市中区八丁堀11番8号	平成27年8月16日 合併による社名変更・代表者変更

- 変更年月日
 

平成27年8月16日
- 届出年月日
 

平成27年9月3日
- 届出書の縦覧場所
  - 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課
  - 広島市中区国泰寺町一丁目4番21号  
広島市中区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成27年9月9日から平成28年1月12日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から平成28年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成28年1月12日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課



広島市告示第473号

平成27年9月9日

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の届出事項の変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告します。

広島市長 松井 一 實

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(1) 名称 ショッピングセンターサンベルモ

(2) 所在地 広島市東区牛田旭二丁目7番5号

2 大規模小売店舗を設置する者

株式会社ダイノー

代表取締役 古屋 健

広島市東区牛田旭二丁目6番13号

3 変更事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏名(名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社広電ストア	代表取締役 脇本 和男	広島市中区東千田町二丁目9番29号	
株式会社ハーティウオンツ	代表取締役 福岡 慎二	広島市中区八丁堀11番8号	
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	東広島市西条吉行東一丁目4番14号	

有限会社佐々木精肉店	代表取締役 矢野 敏成	広島市東区牛田旭二丁目7番5号	
------------	-------------	-----------------	--

(変更後)

氏名(名称)	代表者	住所	変更年月日・理由
株式会社広電ストア	代表取締役 脇本 和男	広島市中区東千田町二丁目9番29号	
株式会社ツルハグループドラッグ&ファーマシー西日本	代表取締役 村上 正一	広島市中区八丁堀11番8号	平成27年8月16日 合併による社名変更・代表者変更
株式会社大創産業	代表取締役 矢野 博丈	東広島市西条吉行東一丁目4番14号	
有限会社佐々木精肉店	代表取締役 矢野 敏成	広島市東区牛田旭二丁目7番5号	

4 変更年月日

平成27年8月16日

5 届出年月日

平成27年9月3日

6 届出書の縦覧場所

(1) 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号  
広島市経済観光局産業振興部商業振興課

(2) 広島市東区東蟹屋9番38号  
広島市東区役所市民部政調整課

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

(1) 縦覧期間

平成27年9月9日から平成28年1月12日まで。ただし、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び平成27年12月29日から平成28年1月3日までを除く。

(2) 縦覧のできる時間帯

午前8時30分から午後5時15分まで

8 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4月以内に限り、広島市に対し、意見書の提出により、これを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

(1) 提出期限 平成28年1月12日

(2) 提出先

〒730-8586

広島市中区国泰寺町一丁目6番34号

広島市経済観光局産業振興部商業振興課



広島市告示第474号

平成27年9月9日

地域包括支援センターの所在地の変更の届出があったので、介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の46第11項の規定により読み替えて適用される同法第69条の14第3項の規定により告示します。

広島市長 松井一實

- 1 変更の届出のあった地域包括支援センターの設置者の名称  
社会福祉法人広島良城会
- 2 変更事項及び変更内容

変更事項	変更内容	
	変更前	変更後
広島市祇園・長束地域包括支援センターの所在地	広島市安佐南区祇園六丁目10番22号	広島市安佐南区山本一丁目4番25号

- 3 変更の期日  
平成27年9月24日

広島市告示第475号

平成27年9月10日

開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により次のとおり公告します。

広島市長 松井一實

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
広島市西区己斐上五丁目2000番14
- 2 開発面積  
1,960.44㎡
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名  
広島市西区己斐上四丁目31番2号1F  
株式会社前正ホーム  
代表取締役 前本 光央
- 4 検査済証交付年月日  
平成27年9月10日

広島市告示第476号

平成27年9月11日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市条例第98号）第11条第2項の規定により自転車等を撤去し、保管したので、同条例第12条の規定により次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

次のとおり 略

広島市告示第477号

平成27年9月11日

健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有す

るものとされた同法第26条の規定による改正前の介護保険法（平成9年法律第123号）第113条の規定により、次に掲げる者から指定介護療養型医療施設の辞退の届出があったので、同法第115条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		辞退年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
医療法人慈徳会真田病院	医療法人慈徳会真田病院	広島市南区皆実町三丁目13番21号	平成27年9月30日	介護療養型医療施設

広島市告示第478号

平成27年9月15日

広島市市営駐車場条例（昭和45年広島市条例第13号）第6条の規定に基づき、路上駐車場の休止を次のとおり告示します。

広島市長 松井一實

- 1 休止する駐車場、区画数及び期間

駐車場名	区画数	休止する日時
広島市市営小町第二駐車場	4区画	平成27年10月8日（木）午前9時から同月9日（金）午後4時まで

- 2 休止する理由

地中管路新設に伴う開削工事を行うにあたり、駐車場前面道路を工事で使用し、駐車場としての利用ができなくなるため。

広島市告示第479号

平成27年9月16日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張専門の場合は施術者の住所)		
神田 準一郎	－（出張専門）	広島市安佐南区高取北四丁目18-10	はり・きゅう	平成27年6月3日
根本 正義	安佐鍼療院	広島市安佐南区長楽寺一丁目10-29	はり	平成27年8月29日

広島市告示第480号

平成27年9月17日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 ／ 指定有効期限
こころの健康クリニック可部	広島市安佐北区可部四丁目6-2	平成27年8月1日 平成33年7月31日

広島市告示第481号

平成27年9月17日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 ／ 指定有効期限
有限会社ジェイ・ウィルさくら薬局戸坂店	広島市東区戸坂中町6-28	平成27年8月1日 平成33年7月31日
医療法人社団誠風会高橋内科呼吸器クリニック	広島市南区段原三丁目3-27	平成27年9月1日 平成33年8月31日
医療法人社団慈恵会いまだクリニック	広島市西区三篠町一丁目3-17	平成27年9月1日 平成33年8月31日
医療法人社団柄齒科医院	広島市中区本通7-30榎屋ビル2F	平成27年9月1日 平成33年8月31日
さくらんぼ薬局	広島市東区戸坂千足二丁目10-14	平成27年9月1日 平成33年8月31日
口田南薬局	広島市安佐北区口田南七丁目12-27	平成27年9月1日 平成33年8月31日
サルーテ薬局	広島市佐伯区五日市四丁目14-9-2	平成27年9月1日 平成33年8月31日
つじ心療内科	広島市安佐南区東原一丁目1-2シーブリーズ東原7番館2階	平成27年7月1日 平成33年6月30日
寄田医院	広島市佐伯区五日市中央二丁目2-15	平成27年8月17日 平成33年8月16日
せのお歯科医院	広島市南区宇品西四丁目1-56	平成27年8月1日 平成33年7月31日
すず美容形成外科医院	広島市中区鉄砲町10-13八丁堀伊藤久芳堂ビル6階	平成27年9月1日 平成33年8月31日
花木歯科医院	広島市中区広瀬北町5-1-101	平成27年9月1日 平成33年8月31日

タナカ歯科医院	広島市南区段原山崎一丁目1番25号	平成27年9月2日 平成33年9月1日
---------	-------------------	------------------------

広島市告示第482号

平成27年9月18日

公共下水道の供用を次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 供用を開始する年月日  
平成27年9月20日
- 2 下水を排除する区域及び排水施設の方式  
別紙のとおり。
- 3 供用を開始する排水施設の位置  
下水道局施設部計画調整課において縦覧に供する関係図面のとおり。  
(別紙)

区分	下水を排除する区域		排水施設の方式
	区名	町名	
汚水及び雨水を排除	東区	温品四丁目の一部	分流式
	安佐北区	上深川町の一部	
汚水を排除	安佐南区	祇園七丁目、伴中央二丁目、伴中央六丁目、伴東四丁目、伴東五丁目及び沼田町大字伴の各一部	
	安佐北区	亀山三丁目の一部	
	佐伯区	湯来町大字多田、五日市町大字石内、坪井二丁目及び屋代三丁目の各一部	

広島市告示第483号

平成27年9月18日

公共下水道及び流域下水道の終末処理場による下水の処理を、次のとおり開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条第2項において準用する同条第1項の規定により告示します。

なお、関係図面は、下水道局施設部計画調整課において縦覧に供します。

広島市長 松井一實

- 1 下水の処理を開始する年月日  
平成27年9月20日
- 2 下水を処理する区域並びに終末処理場の位置及び名称  
別紙のとおり。  
(別紙)

下水を処理する区域		終末処理場の位置及び名称
区名	町名	

安佐南区	祇園七丁目、伴中央二丁目、伴中央六丁目、伴東四丁目、伴東五丁目及び沼田町大字伴の各一部	位置：広島市西区扇一丁目1番1号 名称：広島市西部水資源再生センター
安佐北区	上深川町及び亀山三丁目の各一部	
佐伯区	湯来町大字多田、五日市町大字石内、坪井二丁目及び屋代三丁目の各一部	
東区	温品四丁目の一部	位置：広島市南区向洋沖町1番1号 名称：太田川流域下水道東部浄化センター

広島市告示第484号

平成27年9月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	廃止年月日
三輪歯科医院	広島市南区翠一丁目2-8 グランドメゾン2F	平成27年8月6日

広島市告示第485号

平成27年9月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、次に掲げる指定医療機関から休止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	休止年月日
広島医療生活協同組合協同診療所	広島市安佐南区西原九丁目8-22	平成27年8月1日

広島市告示第486号

平成27年9月18日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第

55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 / 指定有効期限
コスモス薬局白島東店	広島市中区西白島町7-2	平成27年8月24日 平成33年8月23日
コスモス薬局白島南店	広島市中区西白島町16-21 1F	平成27年9月1日 平成33年8月31日
出汐ひよこ薬局	広島市南区出汐一丁目4-8 平成ビル102	平成27年9月1日 平成33年8月31日
生協小児科ひろしま	広島市西区都町42-7	平成27年9月4日 平成33年9月3日

広島市告示第487号

平成27年9月24日

広島市市営住宅等条例施行規則（平成9年広島市規則第98号）第37条において準用する同規則第11条の規定に基づき、市営住宅等附設駐車場の使用料を別紙のとおり定めます。

広島市長 松井一實

（別紙）

新設（平成27年10月1日供用開始）する附設駐車場

名称	所在地	構造	建設年度	区画番号	月額使用料 （円）
南観音南アパート附設駐車場	西区観音新町三丁目	アスファルト舗装	平成27年度	1～77号	8,640

上記にかかわらず、平成27年10月1日から平成30年9月30日までの期間における附設駐車場の月額使用料については、次表に定める額とする。

名称	区画番号	月額使用料 （円）	適用期間
南観音南アパート附設駐車場	1～77号	4,320	平成27年10月1日から平成30年9月30日まで

広島市告示第488号

平成27年9月24日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定により、平成26年度決算に係る健全化判断比率について公表する。

広島市長 松井一實

（単位：％）

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
- (11.25)	- (16.25)	15.4 (25.0)	228.0 (400.0)

備考

- 1 実質赤字比率及び連結実質赤字比率の欄の「-」は、実質赤字額及び連結実質赤字額がないことを示す。
- 2 括弧内に掲げる数値は、本市に適用される早期健全化基準を示す。

広島市告示第489号

平成27年9月24日

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第22条第1項の規定により、平成26年度決算に係る資金不足比率について公表する。

広島市長 松井一實

(単位：%)

特別会計の名称	資金不足比率
中央卸売市場事業特別会計	-
国民宿舎湯来ロッジ等特別会計	-
開発事業特別会計	-
水道事業会計	-
下水道事業会計	-
安芸市民病院事業会計	-

備考

- 1 資金不足比率の欄の「-」は、資金の不足額がないことを示す。
- 2 本市に適用される経営健全化基準は、20%である。

広島市告示第490号

平成27年9月24日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 / 指定有効期限
訪問看護ステーションニーズ	広島市中区東白島町1-29-301	平成27年1月1日 平成32年12月31日
ケアーズ訪問看護リハビリステーション榎町	広島市中区榎町2-6住田ビル101	平成27年5月1日 平成33年4月30日
華（はな）訪問看護リハビリステーション	広島市西区三篠町二丁目3-19-203	平成27年9月1日 平成33年8月31日

広島市告示第491号

平成27年9月24日

広島市自転車等の放置の防止に関する条例（昭和60年広島市

条例第98号）第10条又は第11条の規定に基づき保管している自転車等について、所有権を取得したので告示します。

なお、関係台帳は、広島市道路交通局自転車都市づくり推進課において閲覧に供します。

広島市長 松井一實

広島市告示第492号

平成27年9月28日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者の廃止の届出があったので、生活保護法第55条の3第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	廃止年月日
	名称	所在地		
宍戸彬人	ほのほの鍼灸接骨院	広島市中区鉄砲町8-24-301	柔道整復	平成27年7月31日
矢野下直記	やのした整骨院	広島市安芸区矢野東五丁目2-24-103	柔道整復	平成27年9月17日

広島市告示第493号

平成27年9月28日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための施術者として次に掲げる者を指定したので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

施術者	施術所		業務の種類	指定年月日
	名称	所在地 (出張專業の場合は施術者の住所)		
宍戸彬人	ほのほの鍼灸接骨院	広島市中区鉄砲町8-24-301	柔道整復	平成27年8月1日
松田啓太	- (出張專業)	広島市西区庚午中一丁目8-21-401	はり・きゅう	平成27年9月1日

広島市告示第494号

平成27年9月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項及び第115条の5第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅サ

ービス事業及び指定介護予防サービス事業の廃止の届出があったので、同法第78条第2号及び第115条の10第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
広島菱重興産株式会社	リョーコーデイサービスセンターゆーとりあ	広島市西区観音新町四丁目6番12号	平成27年9月30日	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社ドエル	ドエル通所介護事業所おうぎのいえ	広島市安佐南区大町東三丁目29番3号	平成27年9月30日	通所介護及び介護予防通所介護
株式会社M&Cコラボレーション	デイサービスセンターディア・レスト山本	広島市安佐南区山本四丁目14番26号	平成27年9月30日	通所介護

広島市告示第495号

平成27年9月29日

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、次に掲げる者から指定居宅介護支援事業の廃止の届出があったので、同法第85条第2号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

事業者 名称	事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
広島菱重興産株式会社	リョーコー居宅介護支援事業所	広島市西区観音新町四丁目6番12号	平成27年9月30日	居宅介護支援

広島市告示第496号

平成27年9月29日

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により、医療扶助のための医療を担当する機関として、次に掲げる機関の指定の更新をしたので、生活保護法第55条の3第1号の規定により告示します。

広島市長 松井一實

名称	所在地	指定年月日 ／ 指定有効期限
訪問看護ステーションほほえみ	広島市南区東本浦町26番8号たおビル2F	平成27年8月1日 平成33年7月31日
きらり訪問看護ステーション	広島市西区西観音町1番10号タウン西観音202	平成27年9月1日 平成33年8月31日
可部訪問看護ステーションなずな	広島市安佐北区可部五丁目9番3号	平成27年9月1日 平成33年8月31日

広島市告示第497号

平成27年9月29日

電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律施行規則（平成15年総務省令第120号）第65条第1項の規定により、認証業務関連事務を次のとおり委任しました。

広島市長 松井一實

- 1 認証業務関連事務実施期間の名称  
地方公共団体情報システム機構
- 2 所在地  
東京都千代田区一番町25番地
- 3 認証業務関連事務を行わせることとした日  
平成27年9月30日

広島市告示第498号

平成27年9月30日

介護保険法（平成9年法律第123号）第77条第1項第4号及び第6号、第115号の9第1項第10号の規定により、次の指定（介護予防）居宅サービス事業者の指定を取り消しましたので、告示します。

広島市長 松井一實

指定取消年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の住所	サービスの種類
平成27年10月31日	有限会社スマイル	総合福祉サービススマイル	広島市西区庚午南一丁目31番11号	訪問介護及び介護予防訪問介護

広島市告示第499号

平成27年9月30日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第50条第1項第9号の規定に基づき、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定を取り消しますので、告示します。

広島市長 松井一實

指定取消年月日	事業者の名称	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
平成27年10月31日	有限会社スマイル	総合福祉サービススマイル	広島市西区庚午南一丁目31番11号	居宅介護重度訪問介護

広島市告示第500号

平成27年9月30日

広島市市営住宅等条例（平成9年広島市条例第35号）第14条の規定に基づき、市営住宅の家賃を次のとおり変更します。

広島市長 松井一實



- 1 変更内容（対象住宅、変更後の家賃）  
別紙のとおり。
- 2 変更期間  
平成27年10月1日から平成28年3月31日まで
- 3 変更理由  
浴槽・風呂釜設置等
- 4 その他  
住戸改善に伴い次の住戸を廃止する。

住宅名	棟番号	住戸番号
基町アパート	18	255, 655, 1055, 1154, 1355, 1454, 1655号

※廃止年月日：平成27年9月30日



(別紙)

【変更後の家賃額】

住宅名	棟番号	住戸番号	種別	構造	建設年度	経過年数係数 (改善による 変動)	利便性係数 (改善による 変動)	近傍同種家賃 (家賃限度額)	本来家賃 (月額)						単位:円			
									0 104,000	104,001 123,000	123,001 139,000	139,001 158,000	158,001 186,000	186,001 214,000		214,001 259,000	259,001	
基町アパート	18	251, 252, 453~456, 650, 652, 656, 850~853, 855, 856, 1049~1053, 1251~1256, 1451, 1452, 1652, 1653, 1656号	改良	高層	昭和46年	0.6442		29,800 (37,200)	0	104,001	123,001	139,001	158,001	186,001	214,001	259,001		
		0.6442					29,800 (37,200)	13,000	15,000	17,200	19,400	22,100	25,500	29,800	29,800			
		0.6343					56,400 (71,600)	25,600	29,600	33,800	38,200	43,600	50,300	56,400	56,400			
		0.6416				0.9682	34,000 (42,500)	15,100	17,400	19,900	22,400	25,700	29,600	34,000	34,000			
		0.6416					34,000 (42,500)	15,100	17,400	19,900	22,400	25,700	29,600	34,000	34,000			
		0.6442					29,800 (37,200)	13,000	15,000	17,200	19,400	22,100	25,500	29,800	29,800			
		0.6379					42,200 (53,200)	18,900	21,800	24,900	28,100	32,100	37,100	42,200	42,200			
							849号											
							1054号											

【収入超過者の家賃】

本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃 + (近傍同種家賃 - 本来家賃) × 割増率)

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円~186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円~214,000円	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円~259,000円	1/2	1	—	—	—
259,001円~	1	—	—	—	—

(別紙)

【変更後の家賃額】

住宅名	棟番号	住戸番号	種別	構造	建設年度	経過年数係数 (改善による 変動)	利便性係数 (改善によ る変動)	近傍同種家賃 (家賃限度額)	本 来 家 賃 ( 月 額 )						単位：円	
									0 104,000	104,001 123,000	123,001 139,000	139,001 158,000	158,001 186,000	186,001 214,000		214,001 259,000
基町アパルト 18	18	1056号	改良	高層	昭和46年	0.6373	0.9682	44,100 (55,600)	19,700	22,800	26,100	29,400	33,600	38,800	44,100	44,100
		1153, 1356号				23,600		27,300	31,200	35,200	40,200	46,400	51,900	51,900		
		1155, 1354号				21,200		24,500	28,000	31,600	36,100	41,700	47,000	47,000		
		1455, 1654号				25,600		29,600	33,800	38,200	43,600	50,300	56,400	56,400		
		1649号				13,500		15,600	17,800	20,100	23,000	26,500	30,900	30,900		
		1650号				13,500		15,600	17,800	20,100	23,000	26,500	30,900	30,900		

【収入超過者の家賃】

本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃 + (近傍同種家賃 - 本来家賃) × 割増率)

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円～214,000円	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円～259,000円	1/2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—

(別紙)

【変更後の家賃額】

住宅名	棟番号	住戸番号	種別	構造	建設年度	経過年数係数 (改善による変動)	利便性係数 (改善による変動)	近傍同種家賃 (家賃限度額)	本来家賃 (月額)						単位:円		
									0	104,001	123,001	139,001	158,001	186,001		214,001	259,001
基町アパルト	20	201～208, 401～408, 601～608, 807, 808号	公営	高層	昭和46年	0.6441	0.9967	31,100	0	104,000	123,000	139,000	158,000	186,000	214,000	259,000	31,100
		0.6415				104,000			123,000	139,000	158,000	186,000	214,000	259,000	31,100		
		0.6433				104,000			123,000	139,000	158,000	186,000	214,000	259,000	31,100		
		301～308, 501～508, 701～708, 907, 908号						35,500	15,500	17,900	20,500	23,100	26,400	30,500	35,500	35,500	
		801～806号						32,200	13,900	16,000	18,300	20,700	23,600	27,300	31,900	32,200	

【収入超過者の家賃】

本来家賃に収入区分及び収入超過者となつてからの経過年数によつて算出した金額を加算した額。(本来家賃 + (近傍同種家賃 - 本来家賃) × 割増率)

【割増率】

収入区分	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目
158,001円～186,000円	1/5	2/5	3/5	4/5	1
186,001円～214,000円	1/4	2/4	3/4	1	—
214,001円～259,000円	1/2	1	—	—	—
259,001円～	1	—	—	—	—